

岐阜県野生鳥獣個体数管理事業実施要領

策 定 平成 24 年 3 月 23 日 清流第 771 号
改 正 平成 25 年 3 月 21 日 清流第 591 号
改 正 平成 25 年 6 月 24 日 自然第 225 号
改 正 平成 26 年 4 月 1 日 自然第 57 号
改 正 平成 27 年 4 月 1 日 農村第 69 号、自然第 73 号
改 正 平成 29 年 4 月 1 日 農村第 1144 号、自然第 822 号
改 正 平成 30 年 3 月 29 日 農村第 1305 号、環企第 960 号
改 正 平成 31 年 3 月 27 日 農村第 1397 号、環企第 1010 号
改 正 令和 2 年 3 月 18 日 農村第 1015 号、環企第 8815 号
改 正 令和 2 年 9 月 10 日 農村第 666 号、環企第 509 号
改 正 令和 3 年 3 月 25 日 農村第 957 号、環企第 725 号
改 正 令和 4 年 3 月 25 日 農村第 1015 号
改 正 令和 4 年 4 月 28 日 農村第 117 号
改 正 令和 5 年 3 月 17 日 農村第 990 号

第 1 趣旨

本事業は野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害の軽減及び生態系の保全を図ることを目的とし、事業の実施について、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 23 日付け環政第 731 号環境生活部長、林第 756 号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 対象事業

補助対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) ニホンジカの捕獲推進事業

① わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援事業

地域住民が主体となったわな捕獲を中心とした捕獲体制の整備の支援

② 個体数調整捕獲事業

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の管理の目的のうち、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的として行うニホンジカの捕獲（以下「個体数調整捕獲」という。）

(2) カワウ等被害対策支援事業

カワウ、カワアイサ及びサギ類（以下「カワウ等」という。）の被害対策活動に対する支援

(3) 被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成事業

狩猟免許（第一種銃猟）所持者として、法第 9 条第 1 項の管理の目的のうち、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的として行う捕獲（以下「被害防止捕獲」という。）等に従事する市町村職員等の育成

第 3 事業主体

要綱別表第 1 の補助事業者の欄に定める「団体等」は次のとおりとする。

(1) 県内に本社または本店、活動拠点をおいている法人（法人格を有すること。会社法人、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等法人格は問わない。）であって、次の要件をすべて具備しているもの。（以下「法人」という。）

① 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。

② 補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。

③ 組織を運営する規則（会則等）を有すること。

④ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

⑤ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的とする団体等でないこと。

⑥ 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(2) 県内に主たる活動拠点を置く団体であって、第3(1)①から⑥の要件をすべて具備しているもの。(以下「団体」という。)

(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記1第1の3に基づき設置された協議会(以下「地域協議会」という。)

第4 補助対象経費等

事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は、別表1のとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

第5 事業実施方法

- 1 事業の実施申請は、第4号様式に、事業計画書(第1号の1～4様式)及び支払予定経費明細書(第3号様式)を添付して行う。
- 2 知事は、第1項の規定による事業計画書を審査し、予算の範囲内において、事業計画承認を行い、第5号様式により通知する。
(事業実施申請の提出先)

| 事業 | | 提出先 |
|---------------------------------|--------------------------|------------|
| 1 ニホンジカの捕獲推進事業 | (1) わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援事業 | 農林事務所農業振興課 |
| | (2) 個体数調整捕獲事業 | 農林事務所農業振興課 |
| 2 カワウ等被害対策支援事業 うち広域団体が実施する事業 | | 農林事務所農業振興課 |
| | | 農村振興課 |
| 3 被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成事業 | | 農林事務所農業振興課 |

第6 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付申請は、要綱第4条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類に定める「要綱に定める書類」は次のとおりとする。
 - (1) 第2 対象事業のうち(1)の①、②及び(2)において対象鳥獣の捕獲を実施する場合は、「許可証」の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 交付申請の時期は、別に定めるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、第6号様式により通知する。

第7 事業計画の変更等

- 1 補助事業者は、補助金交付決定通知書を受けた後に、要綱別表第2に掲げる変更、事業の中止又は廃止を行うときは、実施計画の変更承認申請書(様式第7号)に次の書類を添付の上知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 要綱別表第2の事業の内容の変更欄に掲げるこの要綱に定める変更は、次のとおりとする。
 - (1) 3割を超える事業費の増減((1)ニホンジカの捕獲推進事業 ②個体数調整捕獲事業については増額する場合のみ。)
 - (2) 補助金の額の増額
 - (3) 事業内容の変更(当初計画になかった支出項目を追加する時)
- 3 知事は、第7の1に係る申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められる際は実施計画の変更承認通知書(様式第8号)により通知する。

第8 補助金の変更交付申請

- 1 事業主体は、補助金交付決定通知書を受けた後に、第7の1に係る変更が生じた場合は、速やかに、要綱第5条第3項に規定する事業変更承認申請書(要綱第3号様式)に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められる際は、補助金変更交付決定通知書(第

9号様式)により通知する。

第9 事業の着手

事業の着手は、原則として第6の4の交付決定に基づき行うものとする。ただし、止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届(第10号様式)を知事に提出するものとする。

第10 事業の周知

- 1 事業実施主体は、事業の実施にあたって、購入した備品、オリ、処理設備、銃器、保管庫等に清流の国ぎふ森林・環境基金を活用した旨を表示するとともに、事業従事者や銃猟免許等の取得者に対して、清流の国ぎふ森林・環境基金を活用した事業である旨を周知する。
- 2 事業実施主体は、知事の求めに応じ、本事業による活動状況を県主催事業等の場において発表する。

第11 実績報告等

- 1 事業の実績報告は、要綱第8条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県野生鳥獣個体数管理事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1)実績報告書(第11号の1～4様式)
 - (2)支払経費明細書(第12号様式)
 - (3)支出に係る証拠書類(領収書又は支出金調書等の支払金額と支出先が確認できる書類)
- 3 知事は、第1項の規定による事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、第13号様式により通知する。

第12 補助金の交付

補助金の交付は、要綱第9条の規定により行う。

第13 事業実施後の活動状況報告

- 1 事業実施主体は、事業実施翌年度以降の活動・活用状況について(カワウ等被害対策支援事業にあつては、猟銃免許新規取得者及び更新者の捕獲活動及び当事業においてドローンを購入した場合に限る。)第14号様式により、知事に報告するものとする。なお、対象事業及び報告期限等については、下記の表のとおりとする。

| 対象事業 | 対象とする活動期間 | 報告期限 | 添付書類 |
|---|---------------------|--------------|--------|
| 1 ニホンジカの捕獲推進事業 (1)わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援事業 | 事業実施年度の翌年度から 3年間 | 毎年 4月末日 | 第15号の1 |
| 2 カワウ等被害対策支援事業 猟銃免許新規取得者及び更新者の捕獲活動 | 事業実施年度の翌年度 | 翌年度 10月末日 | 第15号の2 |
| 3 被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成事業 | 事業実施年度の翌年度から 3年間 | 毎年 4月末日 | |
| 4 カワウ等被害対策支援事業 ドローンを購入した場合 | 事業実施年度の翌年度から 3年間 | 毎年 4月末日 | 第15号の3 |

- 2 知事は、必要と認めるときは、上記以外にも事業実施主体に対して事業実施翌年度以降の活動状況について報告を求めることができる。

第14 その他

- 1 知事は、事業計画の承認にあたり、申請者に対して必要に応じて、書類等の提出を求め又は現地の調査等を実施することができる。
- 2 知事は、事業実施にあたり、必要と認める場合、申請者に対し報告を求めることができる。
- 3 知事は、実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。
- 4 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年度予算に係るものから適用する。

ただし、この要領の適用の日が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 6 号）の施行前である場合には、「第 2(1)②個体数調整捕獲事業」の規定の適用については、この規定中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」と、「管理の目的のうち、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」とあるのは「第 7 条第 2 項第 5 号に掲げる特定鳥獣の数の調整」と、「第 2(3)有害鳥獣捕獲等に従事する市町村職員の育成事業」の規定の適用については、この規定中「管理の目的のうち、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」とあるのは、「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」とする。

附 則

この要領は、平成 29 年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 10 日以降から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 28 日以降から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年度予算に係るものから適用する。

別表 1

1 ニホンジカの捕獲推進事業

(1) わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援事業

| 事業実施主体 | 補助対象経費、補助率及び補助限度額 | 実施基準 |
|--------------|--|--|
| 市町村 地域協議会 | <p>地域住民が、農林業被害や生活環境への被害の軽減を図るため、主体的にわな捕獲を行う体制を構築するために必要な経費に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費（講師、捕獲指導者謝金） ・旅費（講師旅費、研修会等への参加旅費） ・役務費（切手、郵送料、保険料） ・需要費（消耗品、材料等の購入費（単価 50 千円以下）、各種資料等の印刷費） ・使用料等（会議室等の賃料、機器以外料等） ・備品購入費（単価 50 千円を超える物品の購入に係る経費） ・工事請負費（捕獲個体埋設穴設置工事） ・負担金（狩猟免許取得費、研修会等への参加費） ・その他知事が認める経費 <p>【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 1,000 千円/地区以内の額</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、捕獲体制を整備するための研修会の開催及び捕獲活動を実施するものとする。 ・事業実施者は地域住民とする。 ・捕獲体制の構成員は、地区（自治会）単位を基本とし、捕獲従事者及びその補助者、その他の協力者を合わせて 10 名以上とする。 ・事業実施者は、捕獲指導者を 1 名以上確保し、事業を実施すること。 ・講習会開催費、くくりわな、野生動物確認用センサーカメラ（SD カード、電池含む）、捕獲個体埋設穴設置工事、狩猟免許取得（講習会受講費、手数料）等の費用を対象とする。 ・原則、汎用性の高い消耗品並びに備品は対象外とする。 ・備品は、事業終了後の扱いを明確にして、事業実施者である地域住民が責任を持って維持・管理を行うこと。 |

(2) 個体数調整捕獲事業

| 事業実施主体 | 補助対象経費、補助率及び補助限度額 | 実施基準 |
|--------|--|--|
| 市町村 | <p>①ニホンジカの捕獲報償費</p> <p>【補助率】 10/10 以内で予算の範囲内の額 15 千円/頭</p> <p>②捕獲事業に必要な物品を購入するための消耗品費</p> <p>【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 200 千円以内の額</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲個体の確認方法については、別途通知する。 ・安全確保、住民への周知に必要なわな表示プレート、腕章、ベストや捕獲位置確認や加害獣確認に使用する目的の GPS 機能付きや赤外線撮影が可能なデジタルカメラ等の購入を対象とする。 |

2 カワウ等被害対策支援事業

| 事業実施主体 | 補助対象経費、補助率及び補助限度額 | 実施基準 |
|--|---|---|
| <p>市町村、岐阜県漁業協同組合連合会、漁業協同組合(第5種共同漁業権の免許を受けた組合に限る。)、特定非営利活動法人及び地域協議会</p> | <p>(全事業主体を対象とする経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カワウ等の捕獲及び追い払いに係る経費 ・事業実施に必要な生息状況調査にかかる経費 ・事業実施計画の検討及び事業実施結果の検証等、当事業の実施のため必要な会議に係る経費(連携した対策の実施を推進するため、事業実施に係る複数の団体が出席するものに限る。また、当事業以外の内容を含むものは除く。) ・その他被害対策に係る経費 <p>(岐阜県漁業協同組合連合会及び漁業協同組合を対象とする経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種狩猟免許又は第二種狩猟免許の取得(更新を含む。)の申請、当該免許の取得に係る講習会受講並びに銃所持許可(更新を含む。)に係る経費(当該免許取得者、更新者又は銃所持者がカワウ等の捕獲に従事する場合に限る。) <p>(対象科目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金(カワウ等の捕獲又は追い払い等、直接被害対策を行うためのものに限る。当事業の実施のため必要な会議に係るものは除く。) ・報償費 報償及び賞賜金(当事業に係る助言を得るための有識者等の会議出席に係る報償金並びにカワウ等の捕獲又は追い払い等、直接被害対策に従事する者に係る報償金。) 買上金(狩猟期間中の狩猟鳥獣の買い上げは、1羽につき5,000円を上限とする。) ・旅費 費用弁償(当事業に係る助言を得るための有識者等の会議出席に係る費用弁償並びにカワウ等の捕獲又は追い払い等、直接被害対策に従事する者に係る費用弁償等) ・需用費 消耗品費(銃弾、ビニールひも、防鳥糸、防鳥テープ、防鳥網、ロケット花火及び爆竹等、カワウ等の被害対策に係る業務に必要な消耗品(単価50千円以下の物品)に係るもの) 燃料費(現地調査及び連絡調整等に係る燃料費) 印刷製本費(捕獲申請書類印刷費及び写真現像代等) ・役務費 役務費(通信運搬費及び手数料等) 保険料(ドローン保険料等) ・委託料 業務委託料(カワウ等の捕獲や専門家による生息状況調査に限る) ・使用料及び賃借料(会場借上料(当事業の実施のため必要な会議に係るもの)、自動車借上料及び船舶借上料等) ・その他知事が認める経費 ただし、カワウ等被害対策に使用するドローンを除き、備品購入費(単価50千円を超える物品の購入に係るもの)は対象外とする。 <p>【補助率及び補助限度額】 10/10以内で予算の範囲内の額 (ただし、ドローンにかかる物品購入費は1/2以内の額) 1,800千円/団体以内の額</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・カワウ等の捕獲又は追い払いの少なくとも一方は必ず実施すること。 ・実施する事業が他の補助金又は交付金の対象とならないこと。 ・賃金、報償費、旅費については、団体規約等で上限の定めがある場合は、対象金額をそれ以下の額とし、根拠となる部分の写しを提出すること。 ・捕獲業務以外の委託については、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると県が認める場合に限り委託することができる。 ・カワウ等被害対策に係るドローンの購入を認める条件は以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① カワウ等被害対策にのみ使用すること。 ② 購入年度の翌年度から3年間は活用状況を報告すること。 ③ ドローン保険料を除く維持管理に係る経費は事業実施主体が負担すること。 |

3 被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成事業

| 事業実施主体 | 補助対象経費及び補助率 | 実施基準 |
|--|---|---|
| 市町村、農業協同組合、森林組合、農業共済組合、漁業協同組合、岐阜県漁業協同組合連合会及び全国農業協同組合連合会岐阜県本部 | <p>市町村等職員及び市町村長が推薦する者の狩猟免許（第一種銃猟）、銃所持許可、猟銃及び保管庫の取得のために必要な経費（講習会参加費を含む。）に対する補助金</p> <p>【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 500 千円/人</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員は常勤、非常勤を問わない。 ・農業協同組合、森林組合、農業共済組合、漁業協同組合、岐阜県漁業協同組合連合会及び全国農業協同組合連合会岐阜県本部の職員（常勤・非常勤を問わない）で、各所属団体の長が推薦する者 ・市町村長が推薦する者は、鳥獣被害対策実施隊員もしくは隊員となることが確実な者であること（事業実施主体は市町村に限る）。 ・猟銃は有害捕獲を目的としたものに限る。 ・本事業により銃猟免許を取得する者は、事業実施年度の翌年度から 3 年間は被害防止捕獲又は個体数調整捕獲の従事者として従事すること。 |